

理 由 書

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

厚木駅周辺地区については、市街化再開発事業が完了し、土地の高度利用及び交通結節点としての機能強化が行われたことから、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項再開発促進地区)から削除するものです。